



| 種別       | 不動産取得税                | 果たばこ税  | ゴルフ場利用税   | 自動車税             | 釧路区税  |  | 狩猟税   | 固定資産税   | 軽油取引税  | 自動車取得税  |                              | 地方消費税   |
|----------|-----------------------|--|---|------------------|---|--|---|---|--|---|------------------------------|---|
|          |                       |  |   | 別紙1のとおり          | 砂鉦を目的とする釧路区   | 砂鉦を目的としない釧路区   |   |   |  |   |                              |   |
| 課税標準及び税率 | 取得した不動産の価格(土地又は家屋) 4% | 売り渡し等をしたたばこの本数1,000本につき1,504円<br>(旧 3級品については、1,000本につき 716円) | 1人1日につき400円～<br>(別表2による)<br>非課税措置<br>・ ゴルフ場を利用する日現在において年齢18歳未満の者<br>・ ゴルフ場を利用する日現在において年齢70歳以上の者<br>・ 上記以外の障害者<br><br>・ 国民体育大会のゴルフ競技参加者<br><br>・ 学校の体育授業、公認の課外活動のためにゴルフを行う学生、生徒、教員 | 別紙1のとおり          | 面積100アールごとに<br>200円<br><br>河床に存するもの延長1,000メートルごとに<br>600円 | 試験釧路区<br>面積100アールごとに<br>200円<br><br>採掘釧路区<br>面積100アールごとに<br>400円 | 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で<br>① 本年度の県民税の所得割を納める者<br>16,500円<br><br>② 第一種銃猟免許に係る狩猟者登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割を納付しないものうち地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者<br>11,000円<br><br>網猟免許・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で<br>③ 本年度の県民税の所得割を納める者<br>8,200円<br><br>④ 網猟免許・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割を納付しないものうち地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者<br>5,500円<br><br>第二種銃猟免許を受ける者<br>5,500円<br><br>放鳥獣撃区にのみ係る狩猟者の登録<br>①から③の税率の4分の1<br><br>対象鳥獣捕獲員としての狩猟者の登録を受ける者、又は同一狩猟期間内に対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の登録を受ける者<br>各税率の2分の1 | 大規模償却資産の価格のうち所在市町村の課することのできる課税標準を超える部分の金額<br>1.4% | 軽油の数量<br>1klにつき<br>32,100円   | 50万円を超える自動車を取得した場合の税率<br>5%(ただし営業用及び軽自動車の税率3%)<br>[新車]<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日までの取得<br>○電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の基準を満たす天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車<br>非課税<br><br>○ガソリン車(ハイブリッド車含む) 車輻総重量2.5t以下(乗用車等)<br>平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%低減<br>平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%低減<br><br>○ガソリン車(ハイブリッド車含む) 車輻総重量2.5t超3.5t以下(中量車)<br>平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%低減<br>平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%低減<br>平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準達成+10%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%低減<br>平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%低減<br><br>○ディーゼル車(ハイブリッド車含む) 車輻総重量2.5t超～(中量車・重量車)<br>平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%低減<br>平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%低減<br>平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%低減<br>平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%低減<br><br>[中古車]<br>○電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車。<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から45万円控除<br><br>○ガソリン車(ハイブリッド車含む) 車輻総重量2.5t以下(乗用車等)<br>平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+20%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から45万円控除<br>平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除<br>平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除<br><br>○ガソリン車(ハイブリッド車含む) 車輻総重量2.5t超3.5t以下(中量車)<br>平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から45万円控除<br>平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除<br>平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除<br>平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準達成+10%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除<br>平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除<br><br>○ディーゼル車(ハイブリッド車含む) 車輻総重量3.5t超(重量車)<br>平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から45万円控除<br>平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除<br>平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除<br>平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除<br>平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除 | 消費税額の25/100(消費税率に換算すると1%に相当) |   |
|          | 納期限等                  | 通知書に定める期日  | 当月分を翌月末日までに申告納付   | 当月分を翌月15日までに申告納付 | 5月20日～31日<br>随時分<br>登録のとき                                 | 5月20日～31日<br>随時分<br>通知書に定める期日                                    |   | 知事からの狩猟者の登録を受ける日                                  | 第1期<br>4月20日～30日<br>第2期<br>7月20日～31日<br>第3期<br>12月15日～25日<br>第4期<br>2月20日～末日 | 当月分を翌月末日までに申告納入(納付)   | 登録又は届出のとき                    | 課税額の申告納付は当分の間消費税と併せて国(税務署)に対し行う。<br>貸付金の申告納付は消費税と併せて国(税関)に對し行う。 |
| 備考       |                       |  |   |                  |   |  | 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の税率は、各税率の2分の1  |   |  |   |                              |   |